

公益財団法人 りそなアジア・オセアニア財団セミナー

「成長戦略の切り札TPPとビジネスチャンス」

第一部 「TPP—動き始めた我が国の通商政策」

<講師> 経済産業省 通商政策局

通商機構部長 渡辺 哲也 氏

2016年6月22日(水)

帝国ホテル大阪 3階エンパイアルーム

(司会)

それでは、第一部「TPP—動き始めた我が国の通商政策」について、経済産業省 渡辺さまにご講演をお願いします。

渡辺さまのご経歴を簡単にご紹介させていただきます。渡辺さまは昭和 62 年通商産業省ご入省、平成 19 年通商政策局アジア大洋州課長、平成 25 年内閣官房 TPP 政府対策本部内閣参事官として今回テーマの TPP 交渉をご担当。平成 27 年、経済産業省へ戻られ、経済産業省通商政策局 通商機構部長として現在までご活躍されています。それでは、渡辺さま、よろしく願いいたします。

(渡辺)

ご紹介いただきました経済産業省の渡辺と申します。きょうは皆さま、大変お忙しい中、足元の悪い中、お集まりいただきましてありがとうございます。

それから、私どもは TPP の中身をご説明して皆さまに活用していただくのが仕事ですので、このような貴重な機会を本日設けていただきました、りそなアジア・オセアニア財団の皆さま、廣富理事長はじめ皆さま、ご共催をいただいた大阪府、大阪市、関経連、大阪産業振興機構、大阪商工会議所さま、ご後援いただいたジェトロ、りそな銀行、近畿大阪銀行の皆さまに感謝申し上げます。大変貴重な機会を頂きましてありがとうございます。

なるべく皆さまに TPP とは何か、それから、皆さまのお仕事に TPP はこういうふうにご利用すれば、これから成長するアジア、太平洋に皆さまが出て行くときに役に立ち、そのためにどういうふうに使ったらいいかということ、できる限り丁寧に分かりやすくご説明したいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

そもそも TPP と言えば、アメリカは大丈夫か。トランプ候補、クリントン候補、それから日本もまだ国会を通過していないようで本当に大丈夫か、と皆さまご心配をいただいていると思いますが、その話は最後に触れたいと思います。

まず、TPP とは何か。TPP は環太平洋パートナーシップ協定と言っております。先ほどご紹介いただきましたように、昨年 10 月に閣僚会議というものをアメリカのアトランタで開きまして、交渉が妥結しました。年をまたいで、今年の 2 月にニュージーランドのオークランドで署名されました。そういう意味では、TPP 協定というものは中身が固まったということです。これからは、先ほど理事長のお話にもございましたけれども、各国が批准の手続きをして発効させるという課題が残っているという段階です。

安倍総理は、TPP は国家百年の計だ、成長する 21 世紀のアジア太平洋に一つの経済圏を作るのだ、というふうにいつもおっしゃっています。この地域の GDP は世界の約 4 割、人口は 1 割強であり、巨大な経済圏が TPP によってこの成長するアジア太平洋に生まれます。

下の円グラフをご覧ください。一番上が日本、アメリカと順番にあり、黄色い所が TPP の加盟国です。申しましたように世界の 4 割弱の GDP です。また TPP だけではなくヨーロッパ、EU 欧州連合とも経済連携の交渉をしており、だんだん大きな経済圏を世界の各地に作っていくということです。

TPP を結びますと FTA、自由貿易協定と言っておりますけれども、我が国のカバー率は、今まで貿易量の中の 22% でした。しかし TPP を結ぶことで、自由貿易は我が国の輸出先の 37.2% がカバーされます。TPP は、モノの関税を下げるということはもちろん重要な要素ですが、モノだけではなくて、これから大変重要なサービスや投資についても自由化を進めます。

皆さまは海外、特に新興国へ出られますと、模倣品や海賊版などに非常にご苦労されることが多いと思います。そういう意味での知的財産の保護の強化、海賊版対策、それからネットの取引、これは電子商取引と呼んでいますけれども、こういうものを基本的には自由にできるようにしようというルール作りです。

それから、国有企業と呼んでいますけれども、TPP の加盟国の中にアジアの新興国がたくさんあります。ベトナムですとかマレーシア、こういう国には国有企業、つまり、国が株式を半分以上持っているというような企業が経済活動の中で相当な部分を占めています。こういう国に皆さまが出て行かれて、こういう国有企業と取引をされるときに不利な扱いをされないようにしようというルール作りなど、幅広い分野で新しいルールをこの成長するアジア太平洋に作るということなのです。

今、だいぶ申し上げてしまいましたけれども、TPP は 12 カ国あります。これは相手が 11 カ国ということですが、関税という意味で見ると自動車や自動車部品、それから我が国の主力の輸出品である家電や産業用機械、化学をはじめ我が国の工業製品について、11 カ国全体で 99.9% の品目の関税を最終的に 0 にすることが、実現されます。

それから、サービス、投資の分野で我が国の中堅、中小企業の方々がこれから海外、特にアジア太平洋地域に出て行かれるにあたってそれを後押しする、あるいは何か不利な扱いを受けないようにする、あるいは不利な扱いを受けたらきちんと仲裁を求めることがで

きるようにする。そういう数多くのルール、約束を実現しているわけです。

後ほど詳しくご説明いたしますけれども、例えば、投資のルールというものがあります。これは投資先の国が投資された日本の企業の方にその技術をおいていけとか、こちらに寄せとか、そういうことは新興国ではあり得ることですけれども、こういうことはしてはいけないということが TPP ルールにしっかりと書かれています。

貿易の円滑化と書いてありますけれども、これは主に税関手続です。実は税関手続で時間が掛かるとか、手間が掛かるというのは実際の貿易の障害になることが多いわけです。TPP には、税関手続に関し、基本的には、急送貨物については、通常の状態において、貨物が到着していることを条件として、必要な税関書類の提出の後 6 時間以内に引取りの許可を行うことを原則に下さい、ということが書かれているかと思います。普通の貨物については、時刻の関税法令の遵守を確保するために必要な期間内、可能な限り物品の到着後 48 時間以内に引取りを許可するという原則が決められています。

これは結構中小企業の方は悩まれることが多いのですけれども、自分の輸出する品目が無税になるのかどうかと、その関税の番号は何番なのかと、これは実務的には大変大きな問題だと思いますけれども、こういうものを事前に相手国が教えなさい、というようなことが決められています。

ビジネス関係者の一時的入国、これはビザです。ご出張されたり、あるいは現地にご滞在をされたり、駐在をされるというときのビザの手続き、あるいはご家族の方を連れて行けるようにすることを、迅速に、かつ、ルールを明確にしようというものです。

それから、電子商取引というものがありますけれども、これはネットで取引するときに関税を課さないことを確認するということです。それから、ソースコードについては、日本ではそういうことはありませんけれども、新興国へ行きますとソースコードを開示下さい、設計図を開示下さい、というようなことを言われることがあります。それで、こういうことは少なくとも TPP の国の中では要求してはいけない、ということが決まっています。

知的財産については先ほど申し上げましたように、模倣品、偽造品、海賊版に対する厳格な規律ということです。ご覧いただきましたように、これから特に中堅、中小企業の方が外へ出て行くときに頼りなるルールが数多く盛り込まれている、それが TPP です。

これはイメージ図ですけれども、A 社というのは上のほうに書いてありますけれども、実際にある繊維メーカーの方です。デザインや企画は日本国内でやられて、ベトナムの現

地企業と提携して現地で縫製をする。それで、アメリカの繊維の関税は今非常に高く、物によっては20%を超えるものがあります。これがTPPによって最終的には0になりますので、アメリカに繊維を持っていくということはこれから大変期待ができるわけです。

それで、この繊維メーカーの方は、ベトナムのしかも国有企業の方と組んで、スーツを作ろうとされました。ベトナムでスーツを作って、そこから北米のマーケットに持って行こうとされています。アメリカの関税が下がる、それから先ほど申し上げました国有企業に対する規律ができるということで、アジア太平洋を大きく使って海外のビジネスをしようということです。

これは一例ですけれども、実は日本の企業の方だけではなくて、今、ベトナムはTPP効果と言いますか、中国の企業や香港の企業がやはりベトナムに投資して、そこで縫製をして、それを北米に持って行こうということで、ベトナムへの関心や実際の投資がどんどん増えています。実際にこのTPPのルールによって企業の方々の活動が変わる、あるいは投資行動が変わるという典型的な事例です。

交渉の経緯ですけれども、2010年にアメリカを含む8カ国で交渉が開始されました。もともとはP4と呼んでいて、Pというのはパシフィック、太平洋のPですけれども、太平洋の4カ国です。シンガポール、ブルネイ、これは太平洋の左側にある国で、チリ、ニュージーランド、これは太平洋の右側にある国ということで、大変戦略的に始められたということだと思えます。

この地域、アジア太平洋地域を大きな成長圏にしようと、そこに大きな一つの、まさに統一されたルールを作ろうということで戦略的に始められた試みであると考えています。そこにアメリカが入り、豪州が入り、ペルーが入り、ベトナムが入りました。それからマレーシアが入り、2012年にはメキシコとカナダが入ったということです。

我が国は2013年3月に安倍総理がTPPに参加をする表明をいたしました。入るまでももちろん皆さまに大変ご心配いただきました。農業は大丈夫か、日本の医療制度は大丈夫かといろいろなご心配をいただきましたけれども、そういう中で安倍総理は日米の首脳会談などをして交渉の進め方や中身を確認した上で、交渉の参加を13年の3月に表明したということです。

実際に日本が交渉に参加したのは同じ年の7月からです。その後、何度か閣僚レベル、首脳レベル、それから日米間の閣僚、首脳と、オバマ大統領が日本に来られたり、総理がワシントンに行かれたり、あるいは全体の会合に出られたりと紆余（うよ）曲折ございま

したけれども、先ほど申しましたように昨年末に交渉がまとまりました。

地図をご覧くださいますと分かりますように、アジア太平洋の兩岸の国が入って、みんなが参加して共通のルールを作っていこうと、ここにモノ、サービス、ヒト、カネ、情報が自由に行き交う世界を、みんなで作ろうという試みです。

これは少し細かくてご覧いただけないと思います。TPP の中身は 30 章あります。関税を下げるというだけではなく、先ほどのサービスとか物とか、知的所有権とか、国有企業とか、さまざまな規律があります。これだけ幅広い分野でルールを規定したと、自由貿易圏を作ったというのは世界で初めてです。

物の関税ということでご覧いただきますと、TPP は高いレベルの関税の撤廃をするということであり、日本が一番左にありますけれども、日本も品目ベース、貿易額のベースで 95%の関税を最終的に撤廃するということです。アメリカは四捨五入すると 100%の関税を最終的に撤廃するというので、各国高いレベルの自由化を達成するというのが TPP の協定です。

農産物につきましては、国会、衆議院、参議院の農林水産委員会で重要 5 品目をしっかり守ってくれ、と言われました。米、牛肉、豚肉はじめ重要 5 品目と言っていますが、これを守ってくるべき、交渉の中でしっかり国益を守ってくるべき、というご指示をいただき、その中で交渉をいたしました。下をご覧くださいますと、一番左が農産物の中で日本が自由化しなかったものの割合です。一番下が日本で、約 18%について関税の撤廃の対象外にしたということです。

それから、今度は工業品の分野ですけれども、工業品については相手国ということでは最終的に 99%の品目について関税が撤廃されるということです。下は日本側の工業製品ですけれども、これは一番下をご覧くださいますと、最終的には日本側は工業製品については関税をすべて 0 にするという約束をしています。

それで、工業製品、相手国の主要国をご覧くださいます。アメリカですけれども、これは日本からアメリカに輸出するものについてということですが、輸出額の 100%の関税をアメリカが撤廃をするということです。特に、いま日本からアメリカには自動車部品の輸出だけで 3 兆円弱の輸出があります。トータルの輸出は 14 兆円弱ありますけれども、そのうち自動車部品は 3 兆円弱です。いまアメリカは自動車部品について主に 2.5%の関税をかけていますけれども、そのうちの 8 割以上を即時、つまり TPP が発効するとその日に関税を 0 にするということです。アメリカと韓国は FTA、自由貿易協定を既に結んでい

ますけれども、自動車部品について見ますとこれを上回る水準だということです。

自動車の完成車については、アメリカはやはり 2.5%の関税が掛かっていますが、これは 25 年という期間をかけて関税を撤廃するというのが交渉の結果ですけれども、実際には日本の自動車産業は現地化、グローバル化が相当進んでいますので、地産地消、むしろ現地で生産をします。特に北米市場では売っている車の 7 割が現地生産ですので、むしろ日本から部品を安く供給をすることが大事だということで、特に部品の関税を撤廃することを勝ち取ったということです。

それから、日本の主要な輸出、主力輸出産業品である家電、産業機械、化学でも、アメリカはまだ工業製品にいろいろ関税が掛かっています。ビデオカメラやプラスチック製品ですが、プラスチック製品ですと高いものは 6.5%の関税が掛かっていますが、TPP が発効すれば、その日に関税が 0 になるということです。

それから、先ほど申しました繊維とか陶磁器、地域の中小企業の方に関連する品目についても関税撤廃が実現されるということです。陶磁器の関税は高いものと 20%ぐらいの関税が高級品には掛かっておりますけれども、これが撤廃されるというものです。タオルについては、アメリカでは今 9.1%の関税が掛かっていますが、これが 5 年目に撤廃されるということです。

カナダについても同様です。ニュージーランド、豪州とありまして、最後にベトナムをご覧ください。ベトナムとの間では既に 2 国間の取り決めがありますけれども、残っていた品目があります。3000cc 超の大型の自動車には関税がまだ残っていたのですが、TPP によって、10 年掛かりますけれども、最終的に関税が 0 になるということです。

次は原産地規則です。今回 TPP におきましては、少なくとも 12 カ国の中では原産地規則を統一します。利用される事業者の方々の負担を軽減しようということです。

それから、完全累積と言っていますが、下の絵を見ていただきますと分かりますように、実際には物を作られるときに日本で付加価値の高い基幹部品を作られて、それを域外、例えば、TPP に入っていない国からほかの汎用品の部品を持ってきて、TPP の域内であるマレーシアで組み立てて、それをアメリカに持っていくというような場合に、ここでアメリカに入るときに税金を 0 にするには、この TPP の中で一定の付加価値を付けなければいけないわけです。これを原産地規則と呼んでいます。

ここの TPP のミソは、この日本で付けた付加価値と、それからマレーシアで組み立てたときの付加価値、これを足し合わせるができるということです。今回はこれを足すこ

とができますので、これ全体で TPP の恩恵を受けるということです。例えば、アメリカに入るときに関税が 0 になるというルールが組み込まれます。これを完全累積と呼んでいます。

今の原産地の続きですけれども、自動車についても完成車については付加価値を域内で 55% 付けなさいというルールです。ただし、55% を勘定するとき、証明の負担を軽減するための特則が設けられているということです。一定の部品について、例えば鍛造とか、金属成型とか、一定の加工工程をやれば、域内で作ったとみなされるというようなルールが盛り込まれています。

それから、サービス、投資については、これは先ほどご紹介しましたように投資の自由化ということです。実際に新興国に投資をされているいろいろなことを言われるということのないようにしよう、というのが投資のルールです。そこに例が出ています。例えば、相手国の中で物とかサービスを何%までは現地調達しなさいとか、相手国の技術を使いなさいとか、ライセンスに一定の制約が掛かるとか、技術をおいていけとか、です。TPP の域内ではそういうことはしてはいけない、そういうことをされたら訴えることができる、というルールになっています。

この場合、訴え方は国が被害を受けた企業の方を代表して相手国に紛争解決を求めるということも当然できます。それから、ISDS と言っていますけれども、投資家が直接相手国を訴えることができるというルールです。I は Investor、投資家です。S は State、相手国の国家です。DS というのは Dispute Settlement と言いますが紛争解決ということで、投資家が直接相手国を訴えることができる、国際仲裁に訴えるということです。これは今申し上げたようないろいろな不当な要求を受けたときに、それに対して賠償を求めることができるというものです。

他方で、この ISDS についてはいろいろなご心配もいただきました。外国企業が日本に来て訴えを起こすのではないか、訴えられて日本政府が正当な国内規制をできないのではないかといろいろご心配をいただきましたけれども、この制度自体は日本がこれまで締結してきている経済連携協定、一部例外はありますけれども、ほぼほとんどの国との関係では導入しています。企業の方が海外へ出て困ったときに使える武器になるものだと考えています。

このサービス分野では、これも一例ですけれども、例えば、コンビニエンスストアの規制が大幅に緩和されます。これはベトナムの例ですけれども、経済需要テストというもの

があり、1 店目はいいけれども、2 店目以降を出すときには周りにきちんと需要があるかどうか、そういうのも審査してから出しなさいということです。日本も昔、大店法というのがありましたけれども、それに似たような制度です。これが 5 年の猶予期間をおいてベトナム全土で廃止をされるということで、コンビニエンスストアは 2 店目が出せないと大変困るわけですが、これからはそういうことがなくなります。

マレーシアでも小売、コンビニエンスストアへの外資規制というものがありませんでしたが、これも 30%までは外資を認めるということになりました。これも小売業の、こうした国々への海外展開への大きな後押しになるものだと考えています。

金融サービスの分野でも外資規制が緩和されました。ベトナムにはいま出資比率の規制というものが、15%が 20%になります。マレーシアでは支店の数の制限や ATM の数の制限などがありますが、こういうものが緩和され、撤廃されるということです。これは日本の金融機関の方々、地銀の方々を含め、金融機関の方々がお客と一緒に海外に出て行くというときに大変後押しになるものだと考えております。

ビザの手続きについては、先ほど申しましたように申請の手続きや情報提供、問題になったときの解決の仕組みというものがルール化されました。これは例ですけれども、例えば、ベトナムでは短期のビジネスで入られる方には 6 カ月までビザを認め、企業内の転勤では 3 年で更新が可とされます。こういうことがルールとして約束をされたということです。

知的財産は特許、商標等で、日本は相当強い保護を与えているわけですが、新興国を中心に権利保護を強化するということです。著作権については、日本の法律であれば死後 50 年ということですが、これは域内の共通のルールとして死後 70 年を保護しようということ。長い期間、人気を維持している作品から継続的に収益を得られるというもので、創作活動へのインセンティブになるということです。他方でそれを利用する方もいらっしゃるわけですので、権利者を探しても分からないとか、そういうときにどうしたらよいかということについては円滑策を国内で考えるということになっています。

海賊版につきましては、著作物の違法な複製を非親告罪化するということです。これは権利の保護を強化するという意味では非常にメリットがあるわけですが、二次創作をされる方に萎縮効果を生じさせないように国内の制度を作るときには限定して明確化する、ということを今図っているところです。通関の円滑化については先ほど言いましたように、基本的には 48 時間で引き取ることを原則としなさい、急送便は 6 時間で引き取

りなさい、ということ为原则にするということです。

模倣品、海賊版対策も内容に盛り込まれています。また、一番下に書いてありますけれども、電子商取引、ネットの取引ということで、これは大きく三つあります。ネットを通じて情報を移転するのは自由にしなさいということです。今、途上国ではデジタル保護主義と言いますか、これを規制しようという動きがありますが、そういうことをするのは禁止しようということです。

最近、時々、新興国であることなのですけれども、サーバーを現地に置きなさいという要求があります。こういうことをしてはいけない、少なくとも TPP の域内ではコンピューター関連設備を相手国に置きなさいと、そういう要求をしてはいけないということです。日本にいながらにしてネットの取引ができるということです。それから、ソースコードの開示要求の禁止は、進出先の国からソースコードを見せろということと言われたいということです。

政府調達についてですが、相手国の政府はいろいろな調達をします。最近、日本もインフラ輸出をやっておりますけれども、そういう意味で相手国の国とか公共機関が調達をするときに透明性を確保する。それから、基本的には公開入札でやってくださいと、外国企業が来るときに対等な条件で競争ができるようにしてくださいというものです。内外無差別ということです。

これは WTO で既に規律があるのですけれども、WTO の規律にはマレーシア、ベトナム、ブルネイと、これから重要なアジアの国々が入っていません。今回、TPP によってこれらの国々も政府調達をするときにはルールに従ってくださいということになっています。

それから、中小企業の利用を促進しようということで、各国はウェブサイトを作って利用のガイドとして情報提供をしっかりとしなさいということです。日本では、ジェトロのウェブサイトにおいて、TPP についてかなり詳細なページを設けておりますので、ぜひご覧いただければと思います。

それで、これで去年年末に合意をしたわけですが、それを受けて昨年末、政府全体として総理大臣の下に、総合的な TPP 関連対策大綱ということを決定いたしました。これには三つ柱があり、一番左にある新輸出大国と言っております。輸出大国が新しいというのはどういう意味かと言いますと、これまでの大企業、製造業の方々だけではなく地域の中堅中小企業の方々、サービス業、農林水産物、食品といったものの海外の市場開拓、輸出を政府全体で後押ししようということです。

それから、日本がグローバルな国際投資の中核拠点になろうというのが真ん中にございます。農業については農家の方々は大変ご心配されておりますので、きちんご説明をする。競争力の強化、対策をしっかりとやる。経営安定のための備えもしっかりやる。特に重要 5 品目については、政府としても万全の対策を取るということを昨年 11 月に決めていきます。

それで、輸出のほうですが、今年に入って 2 月に新輸出大国コンソーシアムというものを設立いたしました。特に中堅・中小企業の方は輸出を初めてされるという方もいらっしゃるし、やってみただけでもうまくいかなかったということもありますので、こういう方々を一気通貫でご支援をしようということなんです。

製品開発から海外に出るときの計画の策定の手伝いをするとか、その間の物流は大丈夫か、誰に頼めばいいのか、知財の保護は本当に大丈夫だろうか、コンビニなどは流通業の方との連携はできるのだろうか、行った先で海外企業とのマッチングなど、初めての方はどうしたらいいのか、実際に出す前にいろいろな展示会に出てみたいとか、ミッションに参加してみたいとか、海外からバイヤーの方を呼びたいとか、こういういろいろな課題があります。こういうものを一気通貫でご支援しようということなんです。

こちらを見ていただきますと、ジェトロに事務局になっていただきまして、商工会議所、金融機関の方々、中小機構、自治体、関係省庁が入って、国内でもご相談を受けさせていただきますし、海外に出たときにいろいろなトラブルが実際にはございます。そのときに大使館とかジェトロの事務所とか、現地の法律機関、こういう人たちを一種のコンソーシアムとして見まして、一社一社、真剣に海外に出たいという方に寄り添ってご支援をするということなんです。

今年の 2 月に全国組織で 30、私ども経済産業省、商工会議所、地銀協さんをはじめ全国組織の方にお集まりいただき、関係省庁にも入ってもらって発足をいたしました。事務局はジェトロをお願いをしています。中身としてはジェトロに今、海外展開の専門家の方を事務局にして集まっております。国の予算措置で最大 400 人の専門家、海外展開のお手伝いをする専門家の方をジェトロに配置をさせていただきます。

ここにご相談いただくと、ここに書いてありますように、TPP を活用してどうやって海外展開したらいいのか、関係機関、いろいろな技術開発や金融、いろいろな支援機関の方々の支援措置、どれを使ったらいいのか。それから現地へ出て、マッチングや販路開拓、工場を建てたい、店舗を立ち上げたい、人材の確保をどうしたらいいのか、法務会計等のトラ

ブル相談はどうしたらよいのかということなど、いろいろなご相談にジェットロに配置された専門家の方々がこの個別の中堅・中小企業の方に張り付いて一緒になって考える。場合によっては海外にも一緒に出張するというような取り組みを始めています。

それで、実際には海外に出ようとされる方はいろいろな窓口にご相談をされるのだと思います。普段お付き合いをされている金融機関、地銀、信用金庫、あるいは商工会議所にご相談されるという方もいらっしゃるし、ジェットロの貿易情報センターさんにご相談されるという方、いろいろなところにされることがあると思います。

それで、コンソーシアムに入っている機関にご相談をいただいたときには、ご相談いただいた企業の方に会員証と申しますか、ID 番号を発行させていただきまして、その番号を見ればどの機関でもこのコンソーシアムの方ですねということで、たらい回しにならないようにしようということです。

先ほど申しましたようにジェットロに専門家がいますので、そこにご紹介して海外展開のご計画を具体的にお伺いして、その上で専門家の方が張り付いて、これはずっとハンズオンでやるのがいいのか、あるいはスポットのアドバイスが必要なのか、そういうことを判断して、お手伝いするという仕組みです。海外にもジェットロの事務所は主要国にございます。大変強いネットワークを持っておられますので、ジェットロの事務所が関係機関と一緒にしてお手伝いするという仕組みです。

先ほど全国で 30 機関と申しましたけれども、これは各地、各都道府県、全国の各ブロックで支援機関のネットワーク、コンソーシアムへの参加をお願いしていて、2 月の末に始めて 5 月の連休前の時点ですけれども、全国で 700 を超える支援機関にご参加をいただいております。内訳を書いておりますけれども、政府の関係機関が 30、自治体、自治体の関係の産業支援機関、全国の商工会議所と商工会が 112、地方銀行が 99、信用金庫、その他の金融機関ということです。

ジェットロのホームページを見ていただきますと、この大阪、関西でどこが窓口になっているか、それからコンソーシアムに入っているかというのは出ています。すみません、きょうお持ちすればよかったのですが、後ほどご覧いただければと思います。ただ、窓口は、例えばジェットロの大阪本部にお掛けいただければ結構です。私が番号をここで申し上げるのは差し出がましいようですが、電話番号は 06-4705-8606 だそうですので何かありましたらジェットロにご相談いただくとか、大阪市をはじめ自治体の方にも入っていただいております。

それから、商工会議所ですと泉大津、大阪、北大阪、東大阪、豊中、守口門真の商工会議所さんにはコンソーシアムに入っていていただいておりますので、ぜひご相談をいただければと思います。金融機関ですと、りそな銀行さま、それから近畿大阪銀行さまにもコンソーシアムの会員になっていただいておりますので、ご相談いただければジェトロの窓口につないでもらうことができます。

先ほどのような仕組みで、関係機関が一体となって海外展開をご支援するというようになっております。3月から実際の相談の受付をしております、全国で中堅・中小企業の皆さま644社に既にご相談をいただいて、先ほどの会員証を発行して専門家を割り当てて支援を開始したところです。受付は常時やっておりますので、ぜひご相談をいただければと思います。

左の円グラフをご覧くださいますと、半分ぐらいが工業品を作っている方々ですけれども、81社の製品の輸出を考えておられる方、それから小売卸、サービスということです。近畿は今のところ96社ですけれども、どんどんご相談をいただければと思います。

それから、コンビニエンスストアとの連携というものも始めました。先ほど申しましたようにベトナムとかマレーシアでコンビニエンスストアの参入が大幅に自由化されます。コンビニエンスストアさん自体の進出が容易になるということはもちろんですけれども、日本でもそうですが、消費者の一番身近な所に物とかサービスをお届けするというのがコンビニさんですので、このアジアの新興国でコンビニの流通経路に乗って日本の優れた産品、商品、食品、農産品を売って行こうということで、これもジェトロとコンビニエンスストアが連携するというものです。

これもいろいろなことを今ご検討いただきました。ジェトロにご相談いただいて、こういうものを海外のコンビニで売れないかというようなご相談をいただくと、コンビニさんにジェトロからおつなぎをするというようなことも決めました。

それから、今度ベトナムで今年の11月にジャパンフェアというものをやるのですが、それにあわせてジェトロとファミリーマートさん、ミニストップさん、イオンさんが連携をされてベトナムの中でのコンビニ最大200店舗を展開する。それから、イオンさんも出ておられますので、ここで日本の商品、日用品やそういうものをテスト販売しようということを決めております。これは11月にやって、もう公募は終了していると思いますが、これから実際にやるということです。28年度内にシンガポールでも同じようなことを企画しておりますので、これはぜひ皆さまご関心を寄せていただければと思いま

す。

海外への進出にあたっては、いろいろな現地での販売の規制ですとか、先ほど来、出ています通関が遅いとか、それから検疫で引っかかって実際には物が入らないとか、そういうことがたくさんあると思います。こういうものもジェトロが中心になって海外の事務所とも協力をして、特にベトナム等重点国で具体的に課題を解決するお手伝いをするということにしております。

これはすみません、タイトルだけご覧ください。TPP の合意を受けて日本の農林水産物の輸出を拡大しようというのは、政府全体で取り組んでいます。もちろん中心は農林水産省で、私ども経済産業省や国土交通省ほか関係省庁がお手伝いをいたしまして、日本の優れた農産品を海外にどんどん売って行こうという取り組みをしております。

つい先日、方針が決定いたしまして、海外の市場の掘り起こしから実際の販路開拓、特に鮮度の高いものを持っていかれるわけですから、物流やコールドチェーンのようなものの整備、それから海外での通関とか検疫についてのトラブルを解決、そういうことを政府一体となって、それからジェトロにもお手伝いをいただいて、日本の農産品、食品の輸出促進をしようということです。

平成 32 年に 1 兆円の輸出をするという、これは世界全体ということですがけれども、その目標を前倒しで達成しようということです。今、7500 億円ほどありますので、もう少しというところです。

これは実際にいろいろな全国各地の中堅・中小企業の方々が既に TPP を待たずに海外展開を図られているという具体例のご紹介です。一個一個、後でご覧いただければと思いますけれども、この播州の刃物を作っておられる方、それから東京の樹脂メーカーの方、有田焼、サービス業で学習塾の東南アジアへの展開という動きも始まっています。

これは福岡の大同青果さんという会社ですがけれども、九州の野菜とか果物をシンガポールやマレーシアに持って行こうとされています。これは鮮度が大事なわけで、ここで鮮度を保持するコンテナとか技術を実証しながら持って行こうということです。

これは先ほどのコンビニとの連携の例ですがけれども、ファミマさんがアジアの展開でプライベートブランドを売られた時に、この栃木県の茎わかめのおつまみのようなものを作っておられる会社ですがけれども、これをベトナムにご紹介しました。そういう具体例が始まっています。

それから先ほど申しましたように、TPP を契機に海外に出ようという方々、中小企業、

中堅企業の方々が全国各地におられます。長野の自動車部品を作っておられるメーカーの方ですけれども、これはアメリカの自動車部品の関税が下がるのであれば、日本から北米への部品の輸出の拡大をしようと計画されているということです。

これは一宮のソトーさんという毛織物を作っている製造業の方ですけれども、ベトナムの企業と連携をしてスーツを作ると、それで、アメリカに持っていくということです。繊維を持っていく場合には原産地規則が特殊な規則でございますので、これを満たさなければいけないのですけれども、これを満たした上で持っていきこうということです。

それから、直接自分は輸出されなくても、お取引先が輸出をされると、そうすると国内で自分の会社の出荷増にもつながるのではないかとということがあります。これはダイヤ精機さんという大田区の従業員 34 人の会社の方で、自動車部品メーカー向けの金型や測定器具を設計製作販売されているということです。お取引先の部品メーカーさんの輸出が拡大すると、国内でご自分の会社の受注が拡大するのではないかと期待をされているということです。

それから、地域産品です。これは陶磁器の例が出ていますけれども、例えば、美濃焼です。いま高級な陶磁器はアメリカでは最大で 28%の関税が掛かっていますけれども、これが最終的に 0 になります。いま、ご承知のように海外では日本食のブームですので、日本食とともに日本の食器を売っていくということです。それから、タオルは今治ですとか、こちらでは泉州です。高級なタオルを海外へ持っていきこうということです。

経済効果の分析もしております。これは内閣官房のほうで TPP によって日本の GDP が最終的には 2.6%、約 14 兆円底上げをされるという試算をされております。世界銀行もほぼ同じぐらいの数字を弾いております。それから、この間アメリカの ITC、国際貿易委員会がアメリカ経済への影響というものを算出しております。

それで、TPP は協定上は署名から 2 年を目標に発効させようというのがみんなの目標です。2 年以内に発効しない場合には、12 カ国ありますけれども、うち 6 カ国、国の数で言うと 6 カ国、GDP の規模で言いますと 85%の国が国内の手続きを完了しますと、その国の間で発効する。それで、後の国がどんどん入ってくるという約束になっています。85%というのはアメリカ、日本が両方入らないと達成できない数字です。

したがって、各国、いま国内手続きを急いでおりますけれども、両国が批准をするというのが大変重要だということです。アメリカはご承知のように大統領候補がいろいろな TPP についてもコメントをしております。ただ、大変力強いのは今オバマ大統領が、これ

は自分の任期のうちに議会の承認を求めるのだ、承認してもらうのだ、と何度も言っています。

我が国も、この間、国会は承認いただけなかったわけですが、これもできる限り早期に我が国が先に動いて流れを作るということで、できる限り早く承認をいただいて、TPP 全体を発効させる流れを作っていこうとお願いをしているところです。これは国会が決めることですが、私どもとしては精一杯の努力をしたいと思っております。

TPP は先ほど申しましたように 12 カ国でございます。今、参加に関心があると言っている国・地域があります。タイ、インドネシア、フィリピン、韓国、台湾です。まず、12 カ国の中で発効させる。そのためには日本とアメリカが承認をするということが大事ですが、12 カ国発効しますと次に控えている国・地域がいるということです。タイにしてもインドネシアにしても、我が国の企業や事業者の方がたくさん展開しておられます。こういう国々が TPP の共通のルールの中に入ってくる、そして、経済圏が広がるということは我が国の産業にとっても大変重要なことだと考えています。そういう意味で、まさにそういう動きがアジア全体に広がっているということです。

それから、中国はどうするのか、インドはどうかということに皆さんご関心があると思いますが、中国は関心があるとはもちろん言っておられません。ただ、いろいろ研究はされているのだらうと思います。アジア太平洋では最終的にはアジア太平洋自由貿易圏として、全体でこの自由貿易を作るという大きな構想がございます。それを目指して、TPP も一つの流れです。

それから、TPP とは別にアセアンの 10 カ国に、日本、中国、韓国、インド、オーストラリア、ニュージーランドの 16 カ国で、東アジアの包括的な経済連携協定という交渉を今、しています。TPP が進み、それでこちらが進み、アジア太平洋全体で自由化をしていく。大きな経済圏を作っていく。それが今動き出しているということだと思います。

大変長くなりましたけれども、ご説明は以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。